平成２１年（フ）第３４９号
群馬県藤岡市下戸塚82番地３　クレスト藤岡208号
債務者　戸田　直実
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４８５号
埼玉県坂戸市浅羽野１丁目４番地10　藤野第２マンション202号室
債務者　小谷野　恵
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４９８号
埼玉県所沢市大字下安松366番地の１、前住所埼玉県上尾市本町６丁目２番13号
債務者　奈村　惣太
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２３１号
埼玉県熊谷市善ケ島682番地４
債務者　飯島　進一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３７５号
埼玉県熊谷市中西４丁目３番11号　マンション花笠202
債務者　加藤　　学
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３９３号
埼玉県熊谷市新島388番地３
債務者　佐藤　正臣
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３９４号
埼玉県熊谷市新島388番地３
債務者　佐藤　弥生（旧姓只野）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１６４号
千葉県東金市田間127番地２　ラ・メゾンベール103
債務者　根本　　隆（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４６３号
新潟市北区すみれ野３丁目２番21号　オーディアスⅠ202号
債務者　田中　葉子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８２号
新潟市中央区親松60番地９、前住所新潟市中央区女池上山３丁目７番14号
債務者　山田　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５９号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口700番地の32
債務者　土屋　里美（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１６６号
岐阜県中津川市飯沼516番地の１
債務者　鈴木　啓伍
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第９７号
京都府亀岡市下矢田町西法楽寺48番地33
債務者　村上　和惠
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第５８３２号
大阪府豊中市西泉丘１丁目13番23―201号
債務者　和田　哲郎
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０５１号
大阪府茨木市東太田１丁目５番20号
債務者　角田　義満
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０９０号
大阪府守口市東町２丁目９番11号
債務者　山本加津子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７６号
大阪府摂津市新在家２丁目26番８―709号
債務者　坂口　隆紀
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部